第四十一条の二　法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十三条　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による補償の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

［二・三　略］

四　地方公務員災害補償法による福祉事業の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

五　地方公務員災害補償法による補償の支払又は福祉事業の実施に関する事務

第四十四条　法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

［四～七　略］

第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十五項［条を加える。］

第四十三条　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による補償（休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金に限る。）の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

［二・三　同上］

四　地方公務員災害補償法第四十七条第一項の事業の実施に関する事務

五　地方公務員災害補償法による年金である補償の各支払期月（同法第四十条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務

第四十四条　法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

［四～七　同上］

第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十五条第十八号の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金、雇用保険法施行規則第百二十五条第九項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務

第四十八条の二　法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十八条の三　［略］

第五十条　法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務

［十三・十四　略］

2　［略］

第五十五条　法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　独立行政法人農業者年金基金法による保険料の納付又は保険料の前納に関する事務

五　［略］

害者雇用安定助成金及び同令第百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務［条を加える。］

第四十八条の二　［同上］

第五十条　法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　同上］

十二　介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務

［十三・十四　同上］

2　［同上］

第五十五条　法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］